平成２７年度

国の予算編成に関する提案

平成２６年１１月

愛知県市長会

第１　地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について

（内閣府、総務省）

１　地方分権改革の推進について

⑴　地方が自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、分権型社会の実現に向けた改革を積極的に推進すること。

⑵　平成２６年５月に成立した第４次一括法に盛り込まれた事項に留まることなく、都市自治体の意見を十分に踏まえ、さらなる義務付け・枠付けの見直しや事務・権限及び財源移譲を進めるなど、総合行政主体である都市自治体の基盤を強化すること。また、新たな大都市制度について実現を図ること。

⑶　義務付け・枠付けについては、都市自治体の自由度が高まるよう、廃止を原則とした見直しを行うとともに、新たな条例制定基準を設ける場合には、従うべき基準の設定を行わないこと。また、現行の従うべき基準についても、参酌すべき基準化とするなど、見直しを進めること。

⑷　権限移譲については、都市自治体の実情に沿い、自主的・自立的かつ特色あるまちづくりが可能となるよう包括的なものとし、都市規模や状況に応じ積極的かつ機能的に移譲を進めること。

⑸　事務・権限の移譲等に当たっては、情報提供など適切な措置を講じるとともに、事務を円滑に実施するために必要となる財源の確保と専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。

⑹　国の出先機関改革については、国民の安全・安心を主眼におき、地域の実情に精通している都市自治体の意見を尊重し、慎重かつ十分な協議を実施すること。

⑺　地方自治法の住民訴訟に係る規定では、「故意又は重大な過失」の有無にかかわらず、「違法な行為又は怠る事実」のみで普通地方公共団体の長に対する損害賠償が請求できることから、首長個人が無制限の損害賠償請求を受けることになるため、国家公務員と同様に「故意又は重大な過失があったとき」に限定するよう法令を整備すること。

２　地方財政の充実強化について

⑴　地域の自主性及び自立性を高めるため、国と地方の役割に応じた、本格的な税源移譲を早期に実現すること。

(2) 税源移譲までの過渡的な制度として、新たな交付金等を創設する場合には、都市自治体と協議の上、地方税財政制度全体のあり方の中で位置付けること。

(3) 都市自治体が子育て支援等の社会保障施策を充実するため、消費税率引き上げに伴う地方消費税交付金の増額については、普通交付税を減少・相殺することのないよう、地方交付税の基準財政収入額に全額算入しないこと。

(4) 地方の債務を減少し、財政健全化を促進するため、国の政策に呼応した都市自治体の投資について、起債に限定することなく、広く交付税措置するなどの支援制度を構築すること。

(5) 超低金利政策を背景に、依然として高金利の公債費を抱える都市自治体の負担軽減を図るため、平成１９年度から平成２４年度までに実施された公的資金補償金免除繰上償還について、年利等の対象要件を緩和し、制度復活すること。

3　合併特例債の適用期間の更なる延長について

合併特例債の適用期間は、合併後１５か年度とされたところであるが、現下の建設事業を取り巻く状況に鑑み、更なる期間延長の措置を講じること。

4　法人税の見直しについて

(1) 法人実効税率を引き下げる場合には、安定的な代替財源を必ず確保し、都市自治体の歳入に影響を与えないようにすること。なお、代替財源の検討に当たっては、地方の意見を十分に反映すること。

(2) 法人住民税を地方自治体間の税源の偏在是正の財源とすることは、地方分権改革の流れに逆行するものであり、かつ、地方の財源不足という根本的な問題の解決にはならないため、これ以上の国税化は行わないこと。

5　選挙制度の見直しについて

(1) 国が負担する経費の基準を定めた国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正により、国政選挙執行に対する交付金が大幅に減額され、経費不足が見込まれることから、事務費等の算定基準について、実情に即するよう適正に見直すこと。

(2) 衆議院議員選挙と最高裁判所裁判官の国民審査について、期日前投票の期間と不在者投票期間が異なることにより有権者にとって分かりにくく、また煩雑になっているため、早

期に関係法令を整備すること。

6　社会保障・税番号制度に対する国庫補助制度の充実について

社会保障・税番号制度の導入にあたり、地方公共団体への適切な情報提供を行うとともに、必要となるシステム改修等に要する経費については、国の設けた想定事業費を超える部分についても全額を国庫補助金で措置し、地方に新たな負担が生じないようにすること。

7　本人通知制度の法整備について

戸籍謄本・住民票等を本人以外の代理人や第三者に交付した場合、本人に対して交付した事実を通知する「本人通知制度」について、戸籍法及び住民基本台帳法において法令を整備すること。

8　統計調査の民間委託の推進について

各種統計調査は、法定受託事務として都市自治体が実施しているが、全国規模で行われる統計調査について、コスト削減及び雇用の創出を図るため、国等が民間への委託を推進すること。

9　新地方公会計の整備に係る支援について

新地方公会計の導入を円滑に進めるため、統一ソフトの運用や実務研修を実施するとともに、システムの導入や固定資産台帳整備等に対し、十分な財政措置を講じること。

第２　地震・津波等災害防災対策の充実強化について

（内閣府、総務省、国土交通省、農林水産省、厚生労働省）

１　地震・津波等に係る総合的な対策の強化について

(1) 南海トラフ巨大地震のレベル２の津波に対応した東海地区全域における防潮堤や水門など津波対策施設を早期に整備すること。

(2) 津波浸水想定地域に立地する企業、公共施設及び住宅等の高台、内陸部への移転について、地域の実情に応じた対策が図られるよう、農地法、農業振興地域の整備に関する法律及び都市計画法等に規定される土地利用規制の緩和措置を講じること。

(3) 南海トラフ特別措置法に基づく集団移転促進事業に係る特例措置について、要配慮者利用施設（社会福祉施設、病院、学校等）が単独で高台移転を行えるよう新たな特例措置を創設すること。

(4) 津波対策における多重防御の一つとして海岸防災林の整備促進のため、「防災林造成事業」及び「緊急改良事業」の予算の確保と都市自治体が推進する施設整備事業について財政支援をすること。

(5) 準用河川における津波対策としての水門整備について、新たな補助制度を創設すること。

(6) 水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化に対する財政措置などの支援制度を拡充し、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化を推進するとともに、非常用電源の確保に対する支援制度を拡充すること。

(7) 津波避難施設整備に伴う用地取得について、土地収用法による事業認定を受けずに譲渡所得の特別控除等の特例が適用される「特掲事業」とするよう租税特別措置法の適用を拡大すること。

２　海岸保全施設・河川整備事業について

伊勢湾及び太平洋沿岸の海岸保全施設は、老朽化や海岸浸食が進み、高潮や大規模地震による津波の被害が危惧されるとともに、河川では各地で頻発する集中豪雨による氾濫の危険性が高まっており、これらの施設整備計画の策定及び改修・修繕を早急に進めること。

３　建築物の耐震化等について

(1) 昭和５６年５月以前に建築された木造住宅の耐震化を促進するため、社会資本整備総

合交付金の住宅・建築物安全ストック形成事業について、財政措置の拡充を図るとともに、木造住宅耐震補強工事に係る補助制度の充実を図ること。

(2) 社会資本整備総合交付金事業における「住宅の耐震改修等又は建替えに関する事業」について、耐震化を促進するため、平成２７年度から予定されている補助金減額の方針を見直し、現行制度の継続と必要な予算額を確保すること。

(3) 耐震対策緊急促進事業について、建築物の耐震化を円滑に推進するため、平成２８年３月末の期限の延長をするとともに、財政措置の拡充を図ること。

(4) 保育所施設の耐震補強促進のため、保育所等整備事業の補助率を拡大すること。

(5) 補助金等の交付を受けて取得した公共施設等のうち、旧耐震基準により建築された施設を廃止した場合の解体・撤去について、手続きの簡素化や補助金の返還を免除するなど補助金返還納付条件を付さないこと。

4　土砂災害・雪崩災害防止対策について

(1) 頻発する集中豪雨により、各地で土石流や地滑りが発生し、大きな被害に見舞われていることから、土砂災害警戒区域に指定された地域において砂防施設の整備等、早期の防災対策を実施すること。

(2) 土砂災害特別警戒区域内に住宅を有する者に対する住宅移転等の支援制度を拡充すること。

(3) 局地的な豪雨をより正確に予測できる予報システム及び情報提供体制を構築すること。

(4) 急傾斜地崩壊・雪崩対策事業における国庫補助採択要件を緩和すること。

5　専任水防団の公務拡大について

大規模災害時において、水防団が消防団と同様に地域の防災組織として活動できるよう、早急に専任水防団員の公務範囲の拡大及び法的位置づけをすること。

第３　福祉・保健・医療施策の充実強化について

（厚生労働省、環境省）

１　地域改善対策及び人権施策の推進について

基本的人権を尊重していくため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を真に実効性のあるものにしていくこと。また、人権が侵害された場合における被害者の救済に関する法的措置を早期に実現すること。

２　介護保険制度について

高齢化の進展に伴い、要介護認定者の増加が見込まれるため、認定有効期間延長や被保険者証と認定証の一本化などにより、事務負担の軽減を図ること。

３　国民健康保険制度について

⑴　「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づき、早急に都道府県を保険者とした安定的・広域的な国民健康保険制度とすること。また、国保運営における都道府県と都市自治体との責任の所在が明確になるような制度改革をすること。

⑵　安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国の責任において、医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を早期に実現すること。

⑶　医療保険制度の一本化が実現するまでの間は、国民健康保険事業の安定的運営を図るため、低所得者の保険料軽減の拡大や保険者支援制度の拡充、国庫負担率の引上げなどの財政措置を講じるとともに、制度改正に伴う新たな地方負担や保険料負担の増加を招かないようにすること。

⑷　保険財政共同安定化事業について、事業対象をすべての医療費に拡大する際には、拠出超過に転じる保険者に対し適切な財政措置を講じること。

⑸　保険者の責に帰さない新たな国民健康保険調整交付金を創設し、都市自治体間の保険料負担格差是正の措置を講じること。

⑹　少子化対策をはじめ社会保障制度の充実は国の重要施策であるため、子ども医療費などの地方単独福祉医療の実施において、医療機関における窓口負担無料化を行った場合の療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。

4　少子化対策及び子育て支援施策の充実強化について

(1) 地域の特性に合った的確な少子化対策や子育て支援施策を促進するため、必要な財源を確保するとともに、相談窓口の設置や専門知識を有する人材を都市自治体に派遣するなど技術的・人的支援制度を創設すること。

(2) 放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体運営を進めるにあたり、指導員等の人材確保対策及び地域ボランティア向け傷害保険等の補償制度の拡充など財政措置を講じること。またスポーツクラブや塾等の民間業者についても放課後児童健全育成事業費等補助金の交付対象に含めるよう要件緩和をすること。

(3) 結婚歴のないひとり親世帯に対しても保育料算定に係る寡婦（夫）控除が適用されるよう速やかに所得税法等関係法令の改正等を行い、格差解消を図ること。

(4) 子育て家庭の経済的負担軽減を図り、年齢や心身の状況に応じた必要な医療を都市自治体による格差なく受診できるようにするため、中学３年生までを対象とした全国一律の医療費無料化制度を創設すること。

(5) 妊婦健康診査の公費助成に係る費用を普通交付税による財政措置ではなく、措置額が明確となる財政支援制度とすること。

5　生活困窮者自立支援の充実について

(1) 生活困窮者自立支援法の施行に向けて、都市自治体の事業実施に支障が生じないよう、適切な財政措置を講じること。

(2) 生活保護受給者の自立支援を目的とする事業については、生活保護制度が法定受託事務であることを踏まえ、全額国庫負担の措置を講じること。

6　民生委員・児童委員制度の見直しについて

地域社会で民生委員・児童委員がやりがいを持って活動できるよう、民生委員・児童委員の位置づけを明確化するため、関係法令を見直すとともに、活動実態に見合った報酬制度とすること。また、改選時期を地域の実情に合わせ柔軟に設定できるよう、関係法令等整備すること。

7　無料低額宿泊所について

無料低額宿泊所の事業開始に対しては、事前許可制度を導入するとともに、設備・運営基準等の明確化など法令を整備すること。

8　無料低額調剤について

医薬分業政策により院外処方が第二種社会福祉事業の対象とならないため、無料又は低額な料金で調剤を行う薬局に対しても制度の対象となるよう、法令を整備すること。

9　障がい者支援施策の充実について

(1) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業について、事業費に係る国の補助額が交付基準に定める基準額を下回っているため、所要財源を確保し、適切な財政措置を講じること。

(2) 障害者総合支援法に基づく福祉サービス及び事務処理等が円滑に行えるよう、法改正に要するシステム改修費や保守等の諸費用において地方負担が生じないよう財政措置を講じること。

(3) 地域生活支援事業のうち、「障害児の通学に対する支援」については、移動支援事業で対応しているが、地域生活支援事業ではなく、障害者総合支援法による法定給付とするよう制度を改正すること。

(4) 障害者相談支援センターの開設にあたっては、事業者に対して指定特定相談支援事業所の併設を求めるなど計画相談支援強化に向けた体制整備を図ること。

(5) 手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に使える環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

１０　地域医療の充実について

(1) 危機的状況にある地域医療体制の確保のために、医師・看護師不足や地域的偏在の解消、周産期医療や小児医療などの診療科の確保及び経営が逼迫している自治体病院等への財政的支援など、対策を強化すること。

(2) 医師の確保が困難な麻酔科、産婦人科、小児科医師の養成を図るとともに、医師臨床研修制度の見直しや人口比に応じた医師の配分を制度化するなど医師派遣体制について、実効性ある施策及び財政措置を早急に講じること。

(3) へき地医療病院の医師確保が困難となっているため、へき地医療を目指す医師に対する経済的な優遇制度や留学制度、並びに、へき地医療の医師バンクの創設など医師確保に向けた支援対策を強化すること。

(4) 都市自治体が実施する医学生修学貸与資金について、返還義務免除時は非課税扱いとすること。

(5) 消費税率の引き上げにより病院事業の消費税負担額が更に増大し、病院経営に大きな影響があるため医療にかかる経費については、診療報酬制度の抜本的な見直しを行うなど、十分な対策を講じること。

１１　病院建設に対する支援について

自治体における新病院建設について、建設費の高騰や消費税増税の影響を普通交付税対象単価に反映させること。また、平成２７年度以降の医療施設耐震化基金を継続するとともに基金増額による財政措置を拡充すること。

１２　がん検診推進事業の継続実施について

がん検診推進事業について、更なる受診率向上のためにも乳がん検診の対象年齢の引き下げなど事業内容を見直し、平成２７年度以降も事業を継続するとともに、適切な財政措置を講じること。また、国の計画を明確にしたうえで、十分な周知を行うこと。

１３　予防接種の拡充について

(1) おたふくかぜ、Ｂ型肝炎やロタウイルスの予防接種について早期に定期接種化すること。

(2) 予防接種に係る費用は、定期接種化に伴う費用を含め、全額国庫負担するとともに、接種に係る費用が国庫負担化されるまでの間、定期接種の拡大に伴い生じる費用の増加分について、普通交付税措置によらず、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金事業と同様の財政措置をすること。また、都市自治体の予算編成に支障をきたすことのないよう、法改正骨子や改正に伴う財源の枠組みについて早期に示すこと。

(3) 予防接種の定期化が拡大する中、各都市自治体と医師会との間で毎年締結している委託契約については、全国的に委託単価に大きな差があるため、適正単価で契約ができるよう、国において標準単価を明示すること。

１４　特定不妊治療に係る支援制度の拡充について

不妊治療の内容により医療費が高額となる夫婦の経済的負担軽減を図るため、特定不妊治療費助成事業の助成上限額の引き上げ等、必要な支援措置を講じること。

１５　児童福祉施設での訪問看護実施における診療報酬の認可について

保育所、認定こども園、児童発達支援センター等、通所型の児童福祉施設における訪問看護事業について、診療報酬の請求が可能となるよう認めること。

１６　アスベストによる健康被害対策について

⑴　アスベスト健康被害に関する国の全面調査の実施と結果の公表、救済制度の拡充及び健康管理制度を確立すること。

⑵　中皮腫や肺がんのリスクを有する石綿ばく露の所見（胸膜プラーク等）のある者に対する健診の実施など恒久的な健康管理システムを創設すること。

⑶　住民自らが適切に健康管理を行うため、アスベストに係る必要なリスク情報を開示すること。

第４　都市基盤・生活環境整備及び産業振興施策の充実強化について

（国土交通省、農林水産省、環境省、経済産業省、法務省、厚生労働省）

１　社会資本整備総合交付金等について

⑴　社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、地方の社会資本整備が計画的に進捗するよう、採択基準の要件緩和など都市自治体が活用しやすい仕組みにするとともに、地域の実情に即した配分をすること。

⑵　道路整備事業に係る社会資本整備総合交付金について、適切な財政措置を講じること。

⑶　道路施設長寿命化に係る防災・安全交付金について、適切な財政措置を講じること。

⑷　スマートＩＣ設置に伴うアクセス道路の整備や関連する整備事業に係る社会資本整備総合交付金について、適切な財政措置を講じること。

⑸　社会資本整備総合交付金の公園施設長寿命化対策支援事業について、すべての都市公園において緑地の保全及び緑化の推進を図るとともに、十分な安全を確保する必要性があることから、規模要件を撤廃すること。

⑹　社会資本整備総合交付金の都市・地域再生緊急促進事業について、平成２７年度以降の継続と制度の拡充をすること。

２　道路整備事業の促進及び財源の確保について

⑴　物流路線、震災時における緊急輸送路及び地域連携の機能を持つ高規格幹線道路等について整備促進すること。

⑵　道路法等の一部を改正する法律の施行により、５年に１回の点検が義務付けられたトンネル、橋梁その他道路を構成する施設など都市自治体が管理する道路構造物等の安全確保や長寿命化を図るため、メンテナンスサイクルに合わせた点検、修繕等に対する財政支援及び専門技術者の育成や派遣等の技術支援をすること。また、道路メンテナンスについて全国的に統一が図られるよう点検、修繕等の指針や歩掛策定、国・県による修繕の代行制度の創設、橋梁の近接目視方法の改正並びに補助率の嵩上げなど財政支援を充実すること。

⑶　高速道路の利便性を高めるために、パーキングエリア、スマートＩＣを地域自治体の要望に基づき、設置すること。

⑷　地方への経済波及効果が大きい観光産業の活性化を図るため、今年度に廃止又は縮小さ

れた高速道路の割引制度を、従前の割引率に復元すること。

3　港湾整備事業等の整備促進について

港湾は、産業と経済の発展を支える重要な交通基盤インフラであり、地域産業の振興を担う上で重大な役割を果たしている。港湾が、国際的にも産業活動の拠点として発展していくために、多目的国際ターミナルの機能向上を図るバースの整備など港湾整備事業を促進すること。

4　河川整備にかかる支援及び海岸保全対策について

(1) 河川工事等により排水施設の移転等が生じる場合において、公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱の「既存公共施設等の財産価値の減耗分」に係る取扱いについて、補償対象を拡大する等要綱の見直しを行なうこと。

(2) 侵食が進んでいる海岸について、ダム上流側に堆積している土砂を下流側に流出させる事業やダム堆積土砂の活用システムの構築など、海岸部へ適切な土砂供給を図る海岸保全対策を講じること。

5　都市基盤整備事業や土地利用整備事業の促進及び財源確保について

(1) 民間の市街地再開発事業を促進するため、補助率等の更なる拡充や市街地再開発組合に対する直接補助制度の創設など、地域の実情に即した財政支援措置を講じること。

(2) 人口減少社会による大きな社会構造の変化が進む中、地方分権の観点から地域の実情に合わせた農地転用、農業振興地域などの農業政策も含めた新たな都市計画制度等の設計を国と地方で取り組むこと。

(3) 農地を工場用地に転用する際の農地法及び農業振興地域の整備に関する法律等の基準を緩和すること。また、農地法上の農地を取得できる農家要件について、収用事業への協力者が農地法第３条第２項の適用除外となるよう制度改正をすること。

(4) 地域の実情にあった市街化調整区域の開発を行うために、開発許可権限が委譲された都市自治体は、開発設置審査会が設置できるよう、開発審査会の設置基準を緩和すること。

(5) 交通の利便性が高く新たな産業や交流の拠点の展開が期待され、地域の活性化のために不可欠な地域であっても法令等の規制により土地利用が困難であることから、農業振興地域内の農地転用など土地利用に関して地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう、

地方六団体の提案を真摯に受け止め農地制度の見直しを行うこと。

(6) 土地収用事業にかかる農地の納税猶予制度において、収用事業への協力者に対して、相続税等の本税免除、あるいは補償面から税相当額を用地対策連絡協議会の補償基準の対象に加えるなどの制度改正をすること。

(7) 安全・安心なまちづくりや中心市街地の再生・活性化の観点から、アーケード撤去を対象とする商店街活性化支援事業について、平成２７年度以降も財政支援を継続すること。

(8) 公共事業の用地取得を円滑に進めるため、市町村長等事業の施行者である起業者 が成年後見の申立人になることができる法的措置を講ずること。または、申立人等に対し、起業者が弁護士等への委託料を含む申立てに要する費用を負担することができるような制度を創設すること。併せて、成年後見登記に係る登記事項証明書の公用請求を認めること。

(9) 亜炭廃坑処理を実施する都市自治体や組合等民間団体に対し、調査、充填工事等必要な費用について、新たな財政支援制度を創設すること。

6　交通関連整備事業の促進及び財源の確保について

(1) 平成２６年５月に公布された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正を踏まえ、地域の実態に応じた最適な地域公共交通網を確保するため、必要かつ実効性のある総合的な支援制度を創設すること。

(2) 地域鉄道の存続と安全性向上に資する鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の国の補助金について、各事業者からの申請額に対して交付額が補助基準額を大きく下回る状況があるため、所要財源を確保し補助率を堅守すること。また、地域鉄道の運行により生じる経常損失に対する欠損補助制度を創設するとともに、沿線自治体の支援路線については大手私鉄が行う設備整備等に補助が可能となるよう制度を創設し、沿線自治体への財政支援をすること。さらに、「定期券エコポイント制度」等利用促進事業を実施すること。

(3) 乗合バス事業者を対象とする地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の支払いについて、零細企業に対する概算払いの取り扱い規定を設けること。

(4) リニア中央新幹線の波及効果をより一層拡大させるため、必要となる交通インフラ整備について、国の積極的な関与及び都市自治体への財政支援に向けた制度等を創設すること。

7　農業及び畜産関連事業の支援及び財政措置について

(1) 農林水産統計年報については、現在市町村別データが大幅に削減されているが、農業を巡る大幅な構造変化やＴＰＰ等による外部環境の変化等、農業がかつて経験のない内外環境に対応していくためには、農業に係る基本情報は必要不可欠であり、市町村の第１次産業の振興等のため、全国統一基準での統計調査の実施及び市町村別の統計データを公表すること。

(2) 中山間地域の農村集落において農地の耕作放棄地化が加速しており、農地の保全活動や過疎化が進む農村の集落形成のため、中山間地域等直接支払制度を平成２７年度以降も継続し、第４期対策の実施をすること。

(3) 使途が極めて限定されている農業農村整備事業による小水力発電の売電収入について、６次産業化をはじめ新たな農業振興施策にも幅広く活用できるよう、使途要件の拡大を行うこと。

(4) 花きの国内消費拡大に向け、各種全国大会の入賞者・団体に対する花の贈呈、国を挙げて「記念日に花を贈る習慣」の普及に取り組むなど、国レベルでの取組について一層の充実を図ること。また、輸出促進における諸課題（相手国のニーズ把握、品質維持、物流体制の構築等）に効果的に対応するため、関係省庁・政府機関における取組の充実を図ること。

(5) 地方自治体が法の趣旨を踏まえ、花き振興により積極的に取り組むことができるよう、国産花きイノベーション推進事業の充実等、必要な措置を講ずること。

(6) 養豚経営のセーフティネット機能が十全に発揮されるよう、養豚経営安定対策事業における国と生産者の積立金を含め、国の支援の在り方を検討し、必要な措置を講ずること。

(7) 畜産防疫の強化のため、飼養衛生管理基準遵守の徹底が推進され、防疫措置の強化を行う必要があることから、関係者の負担軽減について検討すること。また、農家救済措置の無い届出伝染病で被害のあった農家に対し、必要な救済措置を講ずること。

(8) 老朽化による製茶機械の更新整備（リニューアル事業）を助成対象とする補助制度を創設すること。

8　森林整備事業について

(1) 間伐等森林整備や山村地域の活性化のため、森林整備加速化・林業再生基金事業を平成２７年度以降も継続すること。

(2) 森林の保全管理においては、長期的かつ持続的な取り組みが必要不可欠なため、平成２

８年度までの３年間に限定されている森林・山村多面的機能発揮対策事業の実施期間を延長すること。

９　生活環境整備事業の支援及び財政措置について

⑴ 公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新等について、既存の補助制度の一本化も視野に入れ、補助対象の拡大、補助率の引き上げ等、財政措置を充実すること。

⑵ 循環型社会形成推進交付金について、年度当初から交付申請額を満額交付するよう、確実に財政措置をすること。また、全国的に少子高齢化が進み、人口減少が顕著な都市自治体への救済措置として、循環型社会形成推進交付金の対象地域人口要件の見直し、特例地域の拡大など要件緩和すること。

⑶ 新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事など、全ての廃棄物処理施設の解体・撤去工事について、循環型社会形成推進交付金の交付対象にするなど、財政支援を拡充すること。

⑷ 民間賃貸住宅は近年空き部屋が多く発生しており、都市自治体による有効活用が望まれている中、民間賃貸住宅の空家発生の緩和や公共住宅の維持管理等行政コストの削減が図られることから、低所得者が公営住宅の代替として民間賃貸住宅に入居した場合の家賃補助制度を創設すること。

⑸ 空き家対策として、現在、除却前の課税見直しも検討されているため、固定資産税・都市計画税の住宅用地に係る課税標準の特例制度の見直しをすること。

⑹ 居宅内外に「ごみ」を溜め込み周辺住民に迷惑を及ぼす、いわゆる「ごみ屋敷」や少子高齢化や核家族化の進行により所有者不明や廃屋となって適正な管理がなされない老朽化した空き家が増加しており、防災・防犯、衛生面などから大きな課題となっているため、自治体がごみの撤去や空き家の除却を勧告、命令できるよう、早急に廃棄物の処理及び清掃に関する法律、並びに建築基準法を改正するなど関係法令の整備及びマニュアルの作成や支援制度を創設すること。

⑺ 海岸漂着ごみ回収・処理について、平成２５年度から２か年事業として海岸漂着物地域対策推進事業が実施されているが、平成２７年度以降も事業を継続するとともに、海岸漂着物の発生原因である河川等のごみ又は海岸浮遊物の回収・処理に要する費用についても財政支援措置の対象とすること。

⑻ 公衆浴場は住民の日常生活に欠くことのできない施設であり、住民の健康の増進等に重

要な役割を担っている公衆浴場事業者の経営安定化のため、支援制度を創設すること。

１０　水道・下水道整備事業について

⑴ 水道水源開発等施設整備費国庫補助金の老朽管更新事業及び重要給水施設配水管事業において、国庫補助制度の採択基準の緩和や補助率の引き上げ等財政支援を拡充すること。

⑵ 下水道台帳のシステム化にあたりシステム整備に係る費用について、補助制度を創設するなど財政措置を講じること。

⑶ 公共下水道事業における企業債の発行を抑制し、財政健全化を確保するため、補助要望額の満額交付とともに、公共下水道事業に対する国庫補助率及び補助要件を流域下水道事業と同様とすること。

１１　再生可能エネルギーについて

再生可能エネルギー固定価格買取制度における太陽光発電調達価格について、平成２７年度以降も現行価格を維持するなど、財政支援を講じること。

１２　定住外国人に向けた施策の充実について

⑴ 今後増加が見込まれる外国人労働者が、日常的に居住する都市自治体において安全・安心して生活できるよう、あらかじめ日本語、交通ルール、文化等を履修する制度を構築するなど、計画的かつ総合的な対策を講じること。

⑵ 雇用企業（派遣労働における受け入れ先を含む）において外国人労働者の職務中研修の場を確保し、日本語能力の向上と就労条件の改善、さらには多文化共生の推進のため、厚生労働省の「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための方針」等を法的に義務付けすること。

第５　教育・文化施策の充実強化について

（文部科学省）

１　小中学校３５人学級編成の推進について

きめ細かい教育指導を実施するため、小中学校の全ての通常学級の学級編成標準を３５人以下とするとともに、学級再編に対応した教職員定数の改善を図ること。

２　教職員等配置体制の整備及び財政支援について

⑴　学習指導要領の改訂に伴う授業時間数の増加等に対応するため、教員の定数を拡充すること。また、　都市自治体が必要に応じて適切な人材配置ができるよう、補助金等による財政支援制度を創設すること。

⑵　いじめ問題等、児童生徒の様々な問題に対応する社会福祉的視点をもつスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置や、外部機関との取組を充実させるための人的・財政的措置を講じること。

⑶　食物アレルギーや熱中症等、相談対応を必要とする児童生徒の増加など学校の安全・健康への危機管理上の課題が年々増加しており、各学校の必要性に応じて養護教諭を配置できるよう、配置基準を見直すこと。

⑷　教職員の大量交代期を迎え、教育力を低下させることなく児童生徒に質の高い教育を保障していくため、国加配の「拠点校指導員」を増員し、初任者研修制度の充実を図ること。

３　特別支援教育の充実について

⑴　特別支援学級の編成を一人ひとりの特性やニーズに応じたきめ細かい教育支援が可能となるよう、一学級８人の編成をより少人数による適正な学級編成標準とするとともに、学級数の増加に対応した教職員定数の拡充を図ること。

⑵　通常学級内に特別な教育支援を必要とする児童生徒が増加しており、問題行動や不登校など二次障害の未然防止や小１ギャップ・中１ギャップなど学校生活に適応できない児童生徒の解消を図るため、専任教諭を各学校に配置するなど、人的措置及び財政支援を充実させること。

⑶　発達に課題がある子どもへの早期支援によりスムーズな就学につなげるため、幼稚園、保育園及び認定こども園に、特別支援学級や通級指導教室の機能を持った療育支援体制を

整備すること。

⑷ 学校教育法施行規則及び高等学校設置基準には、高等学校への特別支援学級の設置に係る規定がないため、高等学校における特別支援学級の教職員の定数措置の改善や関係する法令等を整備すること。

4　外国人児童生徒の教育支援について

小中学校における外国人児童生徒の増加に対し、学習支援や日本語指導等を行う支援員の拡充のため、教員加配基準を拡充するとともに、必要な財政措置を行うこと。

5　学校規模適正化推進事業への支援について

小規模校や複式学級の増加等の課題に対して、都市自治体は小中一貫教育や統廃合等学校規模適正化に取り組んでおり、推進に向けた人的支援の拡充並びに統合にともなう遠距離通学に対する支援をはじめ財政措置の充実を図ること。

6　学校施設環境改善交付金の拡充について

学校施設環境改善交付金について、都市自治体が学校施設の老朽化対策や防災機能強化事業等を計画的に推進できるよう財政措置を拡充するとともに、設置者事務費の制度を見直すこと。

7　学校ＩＣＴ化の支援について

⑴ 普通教室においてタブレット機器・電子黒板等を活用するＩＣＴ化を推進するため、機器整備及び無線ＬＡＮ基盤構築に要する経費に係る補助制度を創設すること。

⑵ 教員のスキルアップを図るため、学校ＩＣＴ支援員派遣事業に対する事業費補助制度を創設すること。

⑶ 小中学校「校務支援システム（成績表、指導要録等作成管理システム）」の導入、及び維持管理に多額の経費が必要となるため補助制度を創設すること。

⑷ 誹謗中傷、個人情報流失等ネット上の悪質な書込みを早期に発見し、児童生徒へのネットいじめ被害を未然に防止するための「学校ネットパトロール事業」に対する事業費補助制度を創設すること。

8　小中学校の公衆電話の確保について

小中学校では、児童生徒の携帯電話の持ち込みを禁止しているなどの理由により、保護者との連絡手段として公衆電話は欠かせないものであることから、小中学校への継続的な公衆電話の設置について、通信事業者に働きかけをすること。

9　幼児教育の無償化について

国において検討中の幼児教育無償化に当たっては、都市自治体の負担増とならないよう十分な財政措置を講じること。